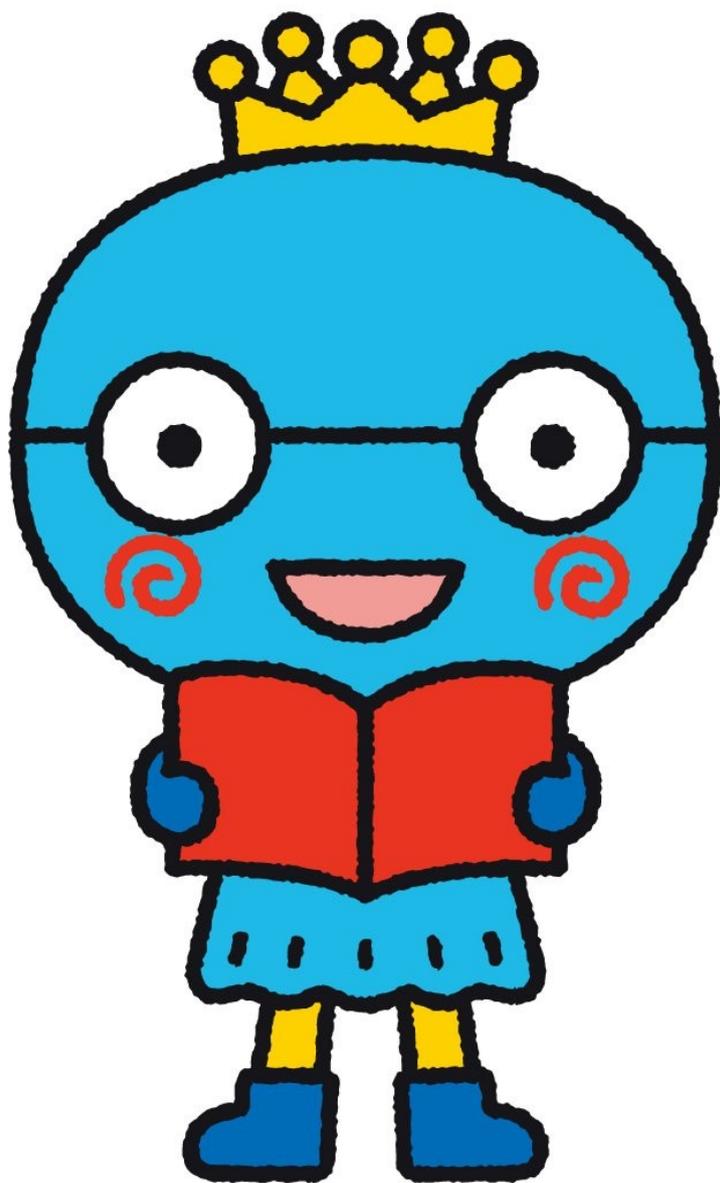
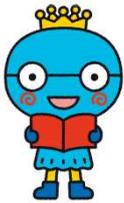
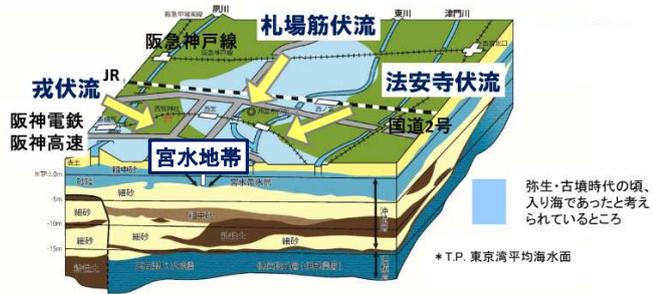


宮水保全のための 調査対象区域について





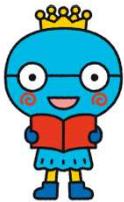
宮水ってそもそも何なの？



宮水は西宮神社の南東側一帯（久保町や石在町など）から湧き出しており、おおむね地下2m～5mの浅い地層を流れている地下水です。ミネラルが豊富で鉄分が少ない宮水は、古くから西宮の酒造りを支えてきており、今もキレの良い辛口のお酒を生み出しています。

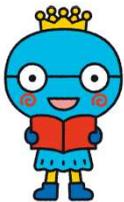
【参考】灘五郷酒造組合HP 酒造用地下水（宮水）の保全に関するお願い

<http://www.nadagogo.ne.jp/about/miyamizu/>



調査対象区域って？

宮水保全のために設定された区域です。区域内で一定の要件を満たす開発事業については、灘五郷酒造組合宮水小委員会と協議を行うようご案内し、宮水の保全にご協力いただくようお願いしています。



対象になるのはどんな事業なの？

対象となる開発事業

- (1) 敷地面積が500㎡以上の建築物の建築
- (2) 住居の換算戸数が10以上の集合建築物の建築
- (3) 土地の区域の面積が500㎡以上の宅地造成

換算戸数算定表

一戸当たりの専有面積※	割合
25㎡以下のもの	3分の1
25㎡を超え40㎡以下	2分の1
40㎡を超えるもの	1

※バルコニー、アルコープ及び廊下から点検が可能なメーターボックス等は算入されません

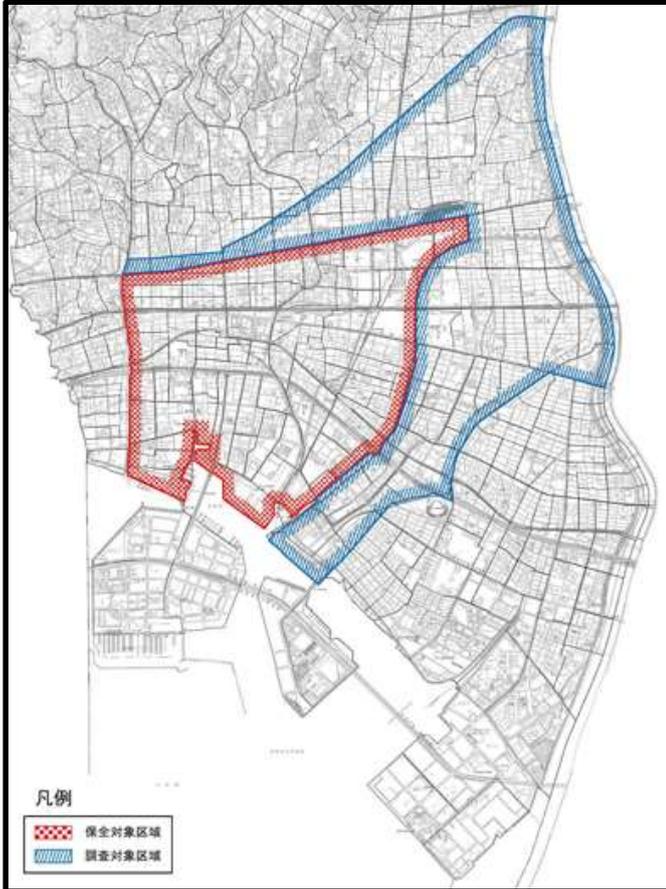
ただし以下の場合を除く。

- ・専用住宅又は兼用住宅の建築（住居戸数が1のものに限る）
- ・増築する床面積の合計が1,000㎡未満の増築又は改築する床面の合計が1,000㎡未満の改築
- ・そのほか、これらの建築に類する建築で、市長が特に認めるもの



対象になる場所は
どこ？

調査対象区域は青い線で囲まれたエリアになります。



保全対象区域：西宮市宮水保全条例で定める条例の適用区域。

区域内で一定の要件を満たす開発事業については、
灘五郷酒造組合と協議を行い、西宮市へ報告書を提出する必要があります。

調査対象区域：宮水保全のために、保全対象区域と別に定められた区域。

報告書等の提出は義務づけられていませんが、灘五郷酒造組合と協議行うよう
お願いしています。

【お問い合わせ】

調査対象区域全般について … 西宮市商工課（都市ブランド発信担当）：0798-35-3331
協議について …………… 灘五郷酒造組合宮水保存調査会 …… 078-841-1101